

1 白根農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

1 変更の概要

- (1) 変更種別：除外
- (2) 変更概要

付図番号	除外箇所	除外前の用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記地目)	除外後の用途
—	南区東萱場 字四人割 82 番 1	農用地	法第 13 条第 2 項該当 具体的理由：寺院駐車場敷地拡張のため	657 m ² (畑)	寺院駐車場 敷地用地

2 変更理由

【経済情勢の変動その他情勢の推移】

新潟市南区白根地域において、寺院の駐車場の拡張を行うものである。

申出者は檀家数 100 戸の寺院であり、法要儀式、墓地管理等を行っており、墓参り等には自家用車で来られる人が大勢いる。近年、核家族の世帯が増え、それぞれで車を利用する人が増えている。また、檀家の高齢化が進み、近くに住んでいても車を使う檀家が増えたため、墓参りが集中するお盆やお彼岸などの時期には駐車場が不足している。不足時には周辺道路への駐車も見られ、地域住民に迷惑をかけてしまっている。現在の敷地は限られているため、駐車場を拡張することはできない状態である。既存の駐車場は 16 台の自動車を駐車することができるが、一区画 5.0×2.5 m で計算しているため、車いすの利用や介助が必要な檀家が参拝に来られた場合、幅が足りず区画通りの駐車が難しい。そのため、実際は 16 台も駐車することができず、駐車場が不足している。また近年は、葬儀場を利用せず、寺院で葬儀一式を行うことも増えてきており、申出者寺院でも希望する檀家が増加している。このような葬儀の場合、自家用車の他にマイクロバスで来られることも多いため、マイクロバス等車両の駐車にも対応できる駐車場を整備する必要がでてきている。また檀家も高齢化が進み、長い距離を歩くことが大変な負担になる人も多いため、できるだけ境内地の近くで駐車場を増設したいと考えていた。

寺院周辺には市街化区域はなく、農用地区域以外の土地についても適地が存在しないことから、これ以上の適地は存在しないため、白根農業振興地域整備計画を変更し、寺院の駐車場拡張用地を確保するものである。

3 変更箇所位置図及び詳細図

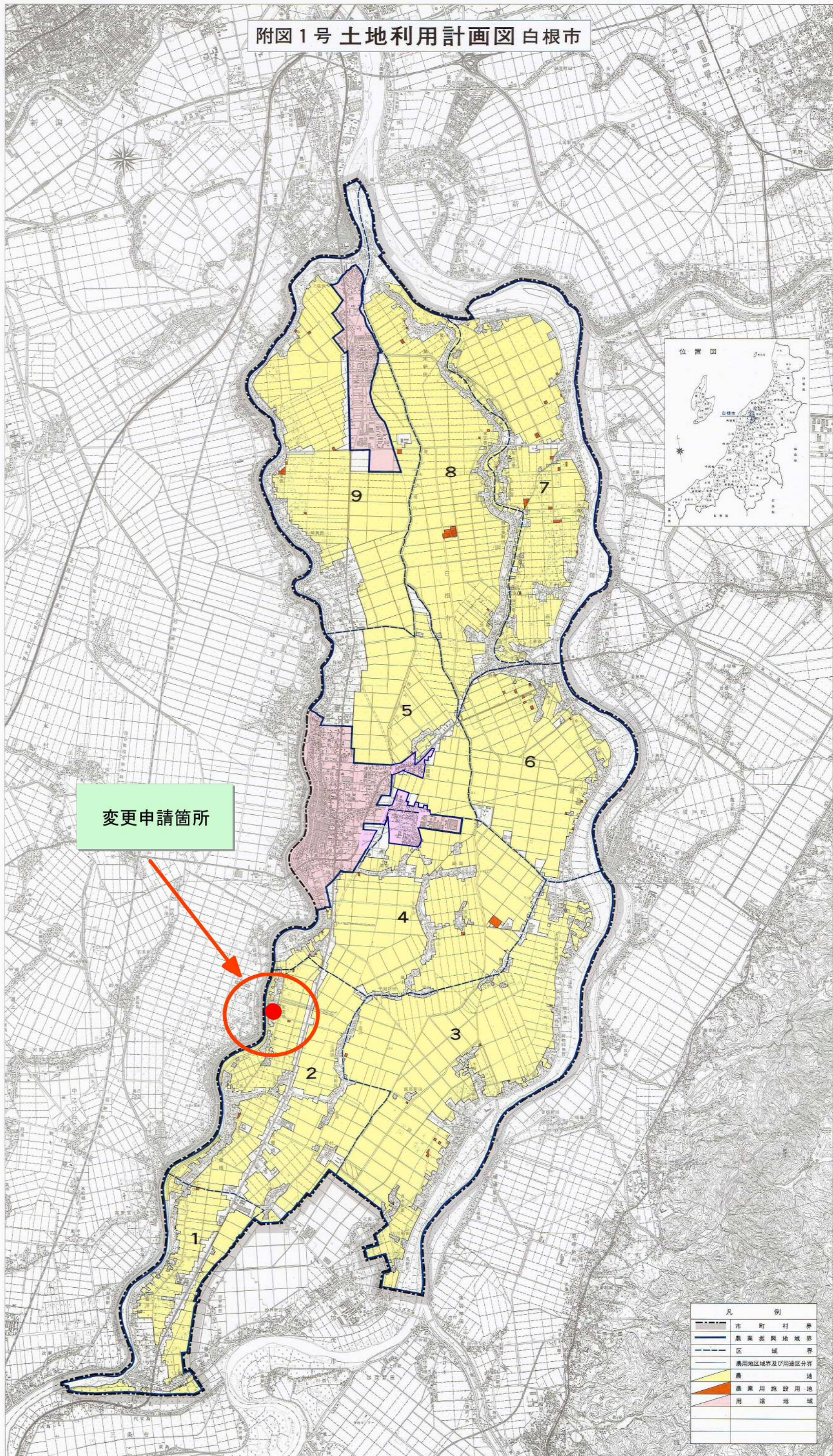
【位置図 1】 および 【詳細図 1】

4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況 (事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して 8 年未経過のもの) 該当なし

5 当該変更の経過

日付	事項
H30. 5. 8	白根農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県提出
H30. 5.23	白根農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県回答
H30. 6.20	白根農業振興地域整備計画変更案に係る11条公告・縦覧開始
H30. 7.20	白根農業振興地域整備計画変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
H30. 8. 4	白根農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間終了（異議申出なし）
H30. 8. 7	白根農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県提出
H30. 8. 8	白根農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県回答
H30. 8.17	白根農業振興地域整備計画変更に係る12条公告（農振除外）

附図1号土地利用計画図白根市



変更申請箇所

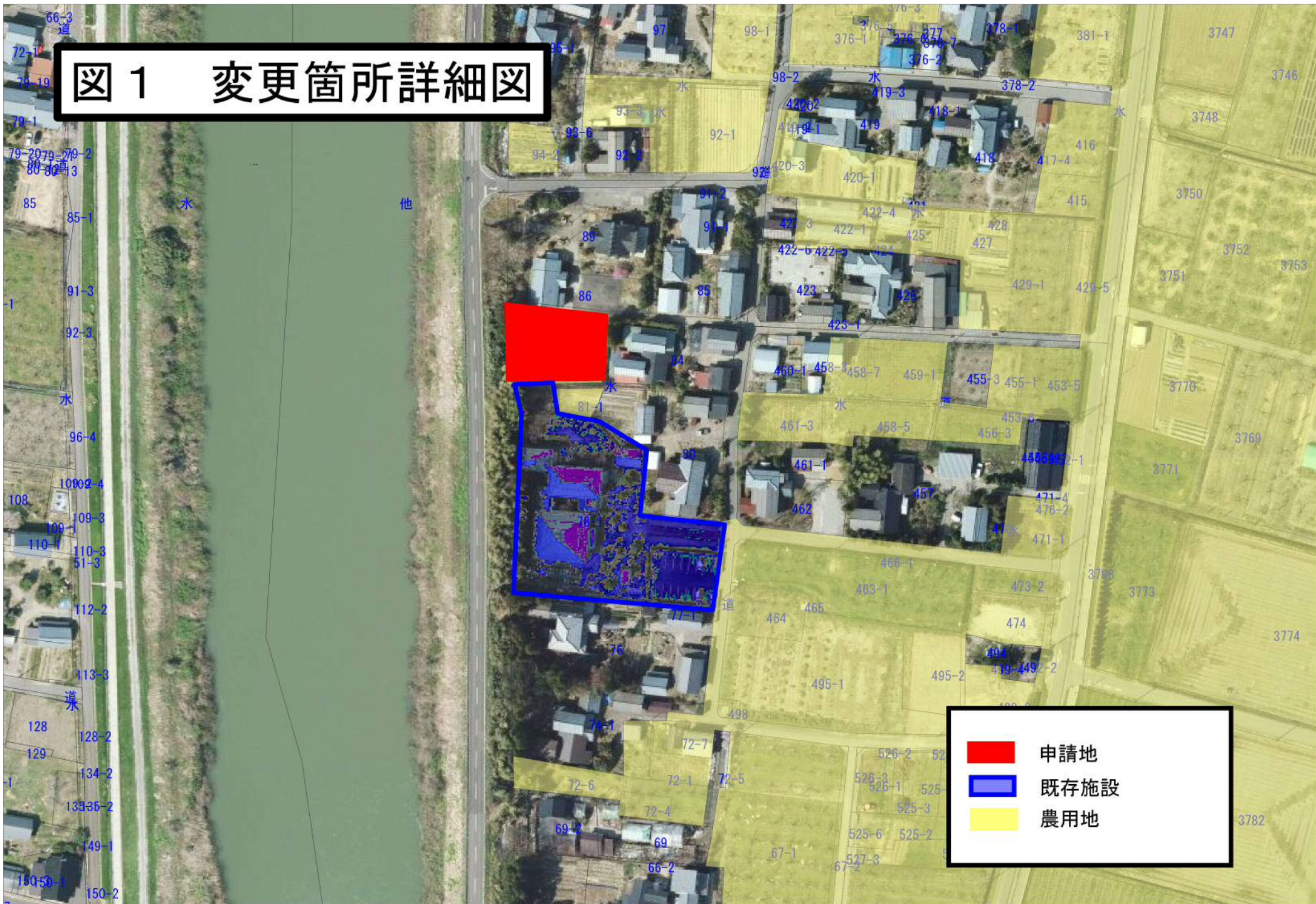
凡 例	
	市 町 村 界
	農業振興地域界
	区 域 界
	農用地区域界及び用途区分界
	農 地
	農業用施設用地
	用途地域




この地図は、国土利用計画の策定を目的として、農用地利用計画(2025年計画)に基づいて作成されたものであり、(国土利用計画)第10-1号(農業)第2号

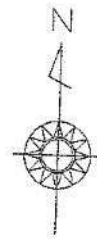
1 : 25,000

新潟県白根市

図1 変更箇所詳細図



	申請地
	既存施設
	農用地



土地利用計画・排水計画図 S 1/200

